六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分五厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分五厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分五厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分二厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分二厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分二厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘

その他告示

○総務省告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十日

総務大臣　林　芳正

一　名称　アメリカ合衆国における日米共同統合演習（指揮所演習）参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年一月二十一日から令和八年二月七日まで

三　派遣人数（概数）　九十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○農林水産省告示第五十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、七一五、五〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六五二、九〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二一八、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四四八、五〇〇円

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間
四号及び百四号	青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一二から同町大字剣吉字堤ノ上一六番一まで
供用開始の期日	令和八年一月二十日

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

人事異動

内閣

内閣府大臣補佐官に任命する

小野田内閣府特命担当大臣を補佐させる

三上　正裕

式部官長に任命する

式部官長　伊原　純一

願に依り本官を免ずる

清水　俊貴　井垣　洋美
藤田まり絵　井登　美奈
藤崎　彩菜　吉見　珠美
山部　佑輝　大塚　真史
上甲有香里　坪田　良佳
土屋　利英　小野　香里
中田　宏
岡田　真生　岸田　朋美
田村　乃奈　木内　悠介
大野万紀子
摸利　純史

島崎　早織　島崎　航
大竹　文香　加納　紅実
松浦　佑樹　松浦　絵美
松野　豊　足立　賢明
田屋　茂樹　彦田まり恵
内藤　秀介　細包　寛敏
岡村　祐衣
増崎　浩司
中山さほ子
中澤　崇晶
津田　葉月
田中　慶太
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事
（同）同
（東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）同
（横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事）同
（さいたま家庭裁判所判事補兼さいたま地方裁判所判事補・熊谷簡易裁判所判事）同
下山　雄司
平井美衣瑠
葛西　正成
野田　翼
藤田　一真